静岡県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、平成29年静岡県告示第347号志太広域都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第２項において準用する同法第62条第１項の規定により次のとおり告示する。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　施行者の名称

藤枝市

２　都市計画事業の種類及び名称

志太広域都市計画公園事業　５・５・２号　蓮華寺池公園

３　事業施行期間

平成29年４月４日から平成36年３月31日まで

４　事業地

⑴　収用の部分

平成29年静岡県告示第347号の事業地のうち、若王子一丁目並びに大字若王子字蓮花寺山、字伊勢原、字石坂及び字平下地内において事業地を変更し、大字若王子字岩田山を加える。

⑵　使用の部分

なし